

## 市勢要覧松山 2024 制作業務委託 仕様書

〔1〕 委託業務名 市勢要覧松山 2024 制作 業務委託

### 〔2〕 目的

本市の魅力や特徴、市政及び市勢などを取り上げながら、視察で訪れた議員等自治体関係者や愛郷会関係者等に、本市の都市像をわかりやすく紹介する「市勢要覧松山 2024」を制作する。

〔3〕 履行期間 契約締結日～令和 6 年 3 月 31 日まで

〔4〕 履行場所 市長が指定する場所

### 〔5〕 事業内容

市長公約や第 6 次総合計画を軸に、写真・グラフ・独自取材などを用いて、読みやすく、本市の魅力・特徴を存分に感じられる市勢要覧を制作する。

#### (1) コンセプト

- ① 市長公約や第 6 次松山市総合計画等を軸にしなが、読者が市政を理解しやすいように、主要事業を紹介すること。
- ② 読者が「松山に行ってみたい・住んでみたい、住んでいて良かった」と感じられるよう、本市の観光・文化や暮らしやすさ等の魅力・特長を紹介すること。
- ③ 市民への取材を通して、市民の生の声・表情を効果的に発信すること。
- ④ 項目ごとに、英語で概略説明を付すること。
- ⑤ 写真やデザイン、レイアウトを効果的に行い、読者が見やすく、飽きないような構成にすること。
- ⑥ 色覚バリアフリーに配慮すること。

#### (2) 制作

- ① 冊子のページ構成やデザイン等、レイアウトの企画をすること。なお、表紙は 3 つ案を作成すること。
- ② 冊子に使用するための写真等素材の調整及び原稿を作成すること
- ③ ②を達成するために取材を行うこと。

(3) 規格及び体裁 A 4 版 (右閉じ・左開き)、全 48 ページ程度 (表紙・裏表紙を含む)、フルカラー

(4) 紙 質 表紙は特アートポスト 180 キログラム以上、本文は両面アートポスト 90 キログラム以上

## 〔6〕 成果品

- |             |                              |
|-------------|------------------------------|
| (1) 冊子の印刷部数 | 3, 000部                      |
| (2) 冊子のデータ  | HTML及びPDF形式で、CDまたはDVDメディアを1枚 |
| (3) 納品期限    | 令和6年3月31日                    |
| (4) 納品先     | 松山市役所本館5階 シティプロモーション推進課      |

## 〔7〕 契約に関する条件等

### 1. 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、松山市の承諾を得たときは、この限りではない。

### 2. 成果品の利用及び著作権

- (1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに松山市に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議の上決定するものとする。
- (2) 松山市は、著作権法第20条（同一性保持権）の2に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- (3) 受託者は、画像素材等として許諾が必要なものを使用する場合は、すべての手続きを行い、使用にかかる費用もすべて負担すること。
- (4) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

### 3. 業務の履行に関する措置

松山市は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に松山市に書面で通知しなければならない。

### 4. 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### 5. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 6. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、松山市と協議しこれを定めることとする。
- (2) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、松山市と協議し対応することとする。
- (3) 前回は、動画を作成しているが、今回の提案では、動画の提案は不要とする。